令和7年9月定例月議会 令和7年9月24日

総務教育常任委員会

資 料

関連議案	案件名	所管局・課	ページ
議案第84号	長浜市生活文化交流施設条例の一部改正について	市民活躍課	2

市民協働部

所管委員会	総務教育常任委員会	
関係案件	議案第84号	
所管局・課	市民活躍課	

長浜市生活文化交流施設条例の一部改正について

1. 改正の趣旨・理由

生活文化交流施設である虎姫時遊館について、周辺の公共施設の整備状況、 施設の老朽化及び利用状況を踏まえ、令和7年度末をもって用途を廃止するため、本市条例の一部を改正するものです。

2. 改正内容

本条例から虎姫時遊館に関する規定を削除します。

施行期日 令和8年4月1日

4. 経過

虎姫時遊館について、虎姫地域では、地域コミュニティ及び市民活動の拠点施設として十分な床面積があること、他のまちづくり施設と比べて虎姫時遊館の利用実績が低くとどまっていること、老朽化に伴う維持管理コストの増加が見込まれることから、令和7年2月の総務教育常任委員会で令和7年度末をもって用途を廃止する方針を示しています。

5. 今後の予定

令和8年4月 条例の改正施行 建物解体工事 工事完了後、令和9年3月末までに土地所有者に返還

6. 新旧対照表 別紙のとおり

長浜市生活文化交流施設条例の一部改正 新旧対照表

新

(名称及び位置)

第2条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
養蚕の館	長浜市相撲町 604 番地7

別表第1 (第4条関係)

施設名	開館時間	
養蚕の館	午前8時30分から午後9時	
	30 分まで	

別表(第2条関係)

(B	各)		
養	蚕	(1)	水曜日
の食	官	(2)	国民の祝日に関する法律(昭
		和 23 年法律第 178 号)に規定	
		す	る休日(以下「休日」という。)
		(3)	12月29日から翌年1月3日
		ま	で

別表第3(第8条関係)

施設名	区分	使用料(1時間当	
		たり)	
養蚕の	多目的ホール	700円	
館	研修室	400円	
	和室	400円	

(名称及び位置)

第2条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

旧

名称	位置	
養蚕の館	長浜市相撲町 604 番地7	
虎姫時遊館	長浜市三川町 1635 番地2	

別表第1(第4条関係)

施設名	開館時間
養蚕の館	午前8時 30 分から午後9時
	30 分まで
<u>虎姫時遊館</u>	午前8時30分から午後9時
	<u>30 分まで</u>

別表第2(第5条関係)

(略)

養 蚕 (1) 水曜日 の館 (2) 国民の祝日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。) (3) 12月29日から翌年1月3日まで

 虎 姫
 (1) 月曜日

 時 遊
 (2) 休日

<u>館</u> (3) 12月29日から翌年1月3日 まで

別表第3(第8条関係)

施設名	区分	単位	使用料
養蚕の	多目的ホール		700円
館	研修室	1 時間	400円
	和室		400円
虎姫時	和室研修室	1 時間	400円
遊館	<u>小研修室</u>	<u>I 时间</u>	200円